

平成 30 年 6 月 27 日  
自動車局整備課

## 大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます

～ 事故防止のため、確実な点検・整備をお願いします ～

国土交通省は、平成 30 年 10 月 1 日より、車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の大型自動車のスペアタイヤについて 3 ヶ月ごとの点検を自動車の使用者に義務づけます。

国土交通省では、昨年 10 月岡山県の中国自動車道で発生した大型トラックのスペアタイヤ落下による死亡事故を受け、同年 10 月 27 日、全ての大型トラックを対象に、スペアタイヤ等を車両へ固定する構造・装置について、損傷やボルトの緩みがないか直近の定期点検等の機会を捉えて早急に点検を実施するよう、関係業界団体へ指示するとともにその徹底を図って参りました。

今般、当該点検を恒久的な対策とするため、大型トラック・大型バスに備えるスペアタイヤ及びツールボックスを新たに定期点検の対象に加えるべく、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく「自動車点検基準」（昭和 26 年運輸省令第 70 号）を改正し、本年 10 月より施行します。

### 1. 改正の概要

#### （1）自動車点検基準の一部改正

車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の大型自動車の 3 ヶ月ごとに行う点検項目に次に掲げることを追加します。（事業用自動車等の定期点検の基準を定める別表第 3 及び別表第 4 の改正）

- ・スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ・スペアタイヤの取付状態
- ・ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

#### （2）自動車の点検及び整備に関する手引（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正

（1）により追加する点検の方法として、次に掲げることを定めます。

- ・スペアタイヤ取付装置に緩み、がた及び損傷がないかをスパナ、目視、手で揺するなどして点検すること
- ・スペアタイヤが傾きや緩みなく確実に取り付けられているかを目視、強く押すなどして点検すること
- ・ツールボックスの取付部に緩み及び損傷がないかをスパナ、目視などにより点検すること 等

### 2. スケジュール

公 布：平成 30 年 6 月 27 日（本日）

施 行：平成 30 年 10 月 1 日

#### <問い合わせ先>

自動車局整備課 村井、伊堂寺、下窪

代表：03-5253-8111（内線：42426, 42412）、03-5253-8599（直通）、FAX：03-5253-1639

○国土交通省令第五十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十八条第一項、第五十四条第四項（同法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十一条の三及び第九十四条の十、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二十七条第三項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十七条第四項（同法第三十五条第六項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車点検基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十七日

国土交通大臣 石井 啓一

自動車点検基準等の一部を改正する省令

（自動車点検基準の一部改正）

第一条 自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。



改正後

別表第3 (事業用自動車等の定期点検基準) (第二条、第五条関係)

点検時期 点検箇所	3 月 ごと	12 月 ごと [3 月ごとの点検に次の点検を加えたもの]
(略)	(略)	(略)
車枠及び車体	1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷 (※3) 3 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※3) 4 スペアタイヤの取付状態 (※3) 5 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷	
(略)	(略)	(略)

(注) (略)

改正前

別表第3 (事業用自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点検時期 点検箇所	3 月 ごと	12 月 ごと [3 月ごとの点検に次の点検を加えたもの]
(略)	(略)	(略)
車枠及び車体	1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷	
(略)	(略)	(略)

(注) (略)

別表第4 (被<sup>けん</sup>牽引自動車)の定期点検基準) (第二条、第五条関係)

点検時期 点検箇所	3月ごと	12月ごと 〔3月ごとの点検に次の点検を加えたもの〕
(略)	(略)	(略)
車枠及び車体	1 緩み及び損傷 (※2) 2 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※2) 3 スペアタイヤの取付状態 (※2) 4 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷	
(略)	(略)	(略)

(注) (略)

別表第4 (被<sup>けん</sup>牽引自動車)の定期点検基準) (第二条関係)

点検時期 点検箇所	3月ごと	12月ごと 〔3月ごとの点検に次の点検を加えたもの〕
(略)	(略)	(略)
車枠及び車体	緩み及び損傷	
(略)	(略)	(略)

(注) (略)